

佐賀県公共事業新規評価の見直しについて

平成22年10月28日
県土づくり本部

目次

- ① 1次評価の見直しについて
- ② 公共事業評価(新規事業評価)における評価手法の見直しについて
- ③ 新たに新規事業箇所に着手する必要性が生じた際の考え方について

① 1次評価の見直しについて

[H23新規～]

昨年度、1次評価マニュアルを作成し、「位置付け」、「必要性・効果」、「実施環境」を視점에簡易評価を実施することとしていたが、結果として、評価に対する透明性の確保に欠けているのではないか。

1次評価で“×”となったものの理由が不明瞭

事業毎のマニュアルは、2次評価マニュアルとしてあるので、あくまでもそのマニュアルに沿ったところで評価を整理すべきではないか。

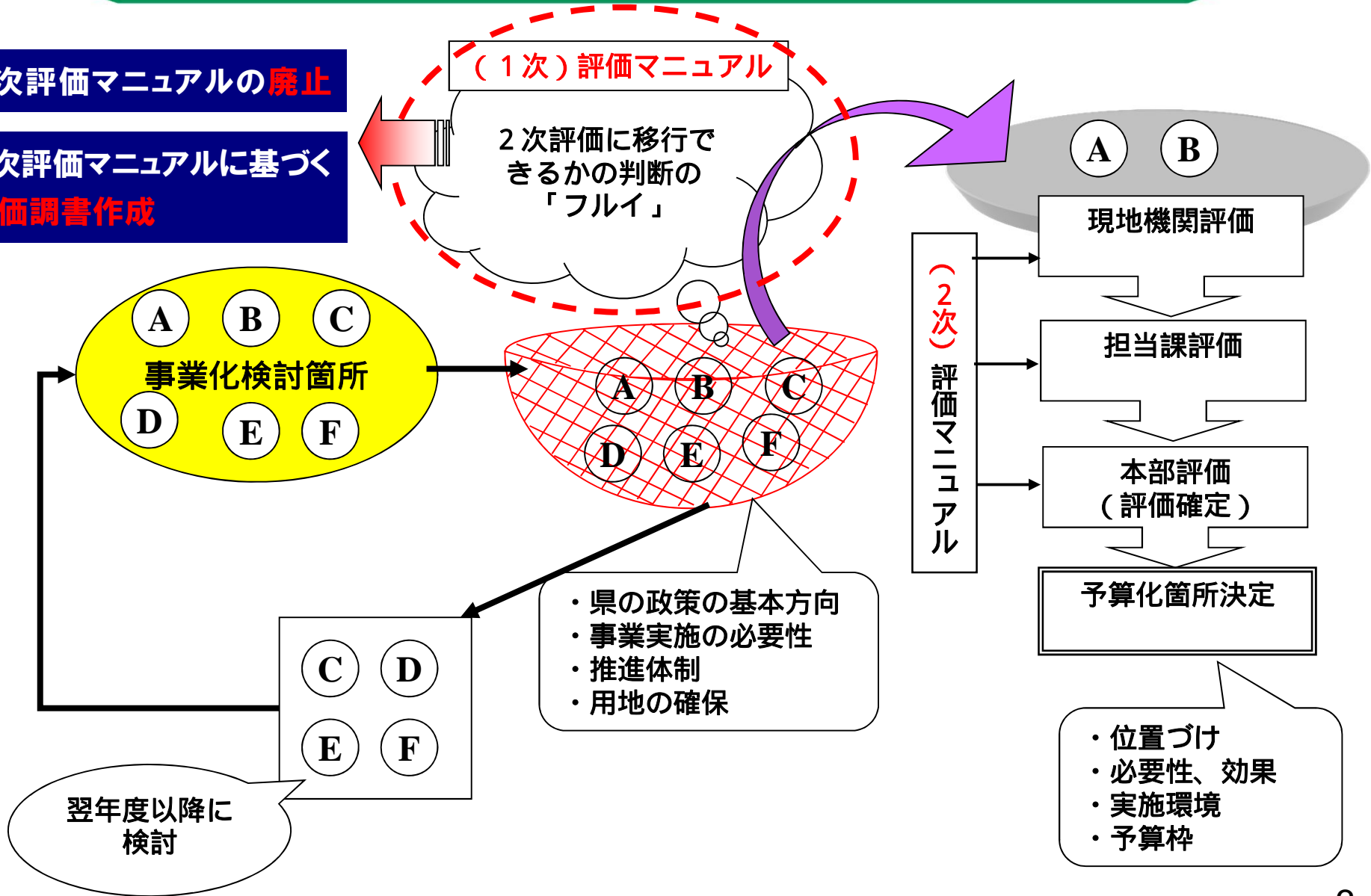
1次評価マニュアルと2次評価マニュアルの関連性が分からない

1次評価マニュアルを廃止し、2次評価マニュアルに基づく評価調書(簡易事業評価表)を作成する。(見送り箇所(評価C)を振り落とす。)

これまでの新規箇所評価過程（イメージ）

1次評価マニュアルの廃止

2次評価マニュアルに基づく
評価調書作成



②公共事業評価(新規事業評価)における評価手法の見直しについて

2次評価マニュアルの変更(位置付けの変更)

[H23新規~]

現 状

〔事業毎の順位付け〕

「公共事業の実施過程における透明性向上」、「公共事業を県民にわかりやすくPR(説明責任)」、「公共事業へ住民の意見を反映」、「必要性のより高い事業を選択」、「公共事業のコスト縮減」を目的に新規箇所評価を実施。

課 題

- 人口減少・少子高齢化・厳しい財政状況などの社会経済情勢が大きく変化。
- これまで事業毎の優先度評価を行ってきたことにより、真に必要な事業の取りこぼしがあったのではないだろうか。

これからの進め方

〔ソフト・ハード連動型の政策順位付け〕

これまでの評価視点の「位置付け」の中に新たに「**県土づくり本部の基本戦略**」等の評価項目を追加し**事業の枠を超えた**評価を実施。(県の姿勢を示す)

②公共事業評価(新規事業評価)における評価手法の見直しについて

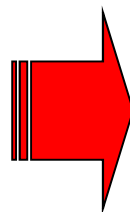
2次評価マニュアルの変更(位置付けの変更)

現行制度の“①位置付け”は、県の施策や役割に対する評価など各事業で異なっていたが、新たに「県土づくり本部の基本戦略」等の評価項目を追加する。

変更前・・・県の施策や役割に対する評価

これまでの評価例

	評価項目
道路事業	中長期道路整備計画 等
農道整備事業	農業振興地域整備計画等
河川事業	河川整備計画 等
⋮	



変更後・・・県の施策や役割に対する評価
+ 全事業共通の評価

	評価項目
道路事業	中長期道路整備計画 等
農道整備事業	農業振興地域整備計画等
河川事業	河川整備計画 等
⋮	

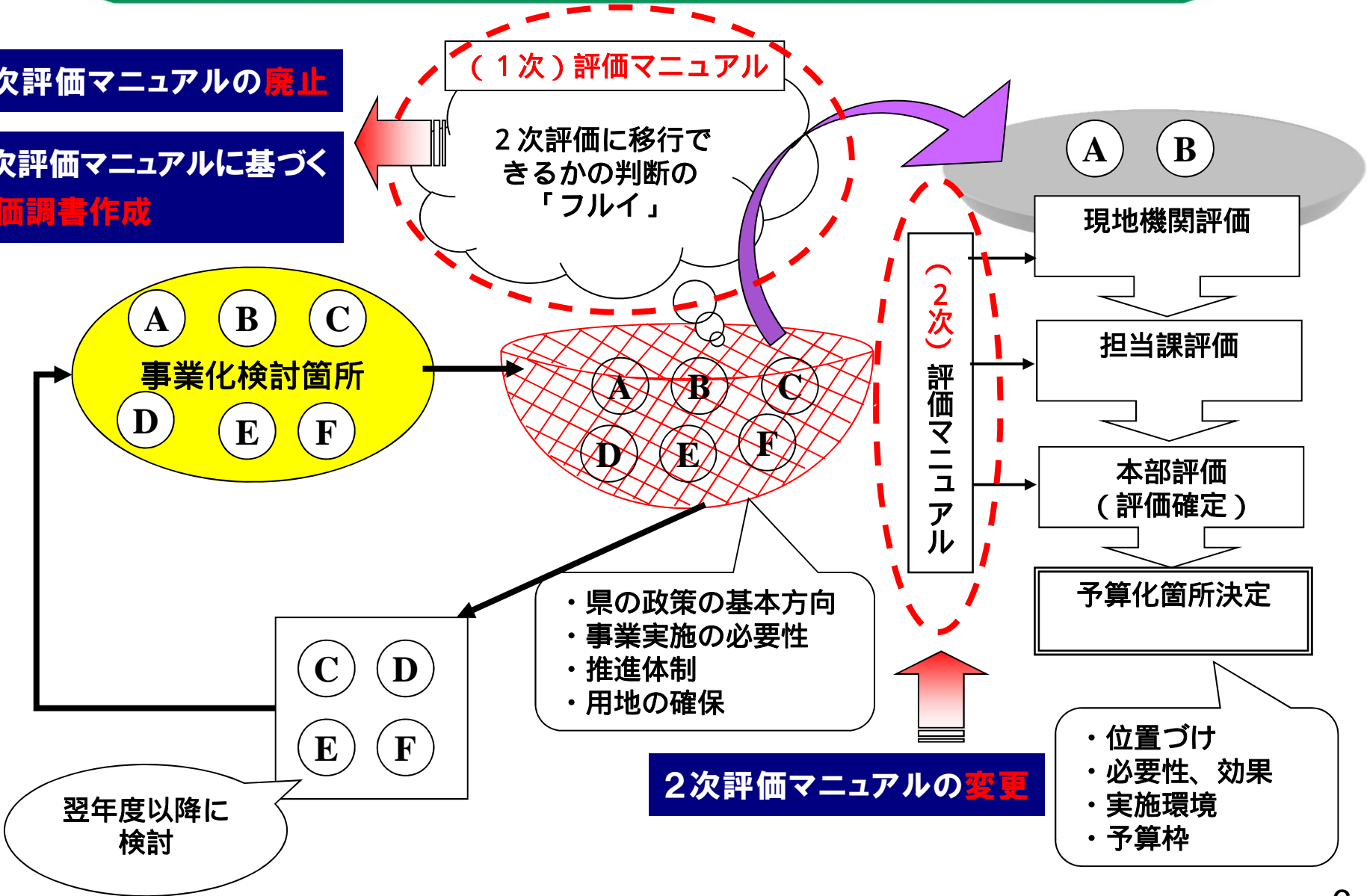


県土づくり本部の基本戦略等

これまでの新規箇所評価過程（イメージ）

1次評価マニュアルの廃止

2次評価マニュアルに基づく
評価調書作成

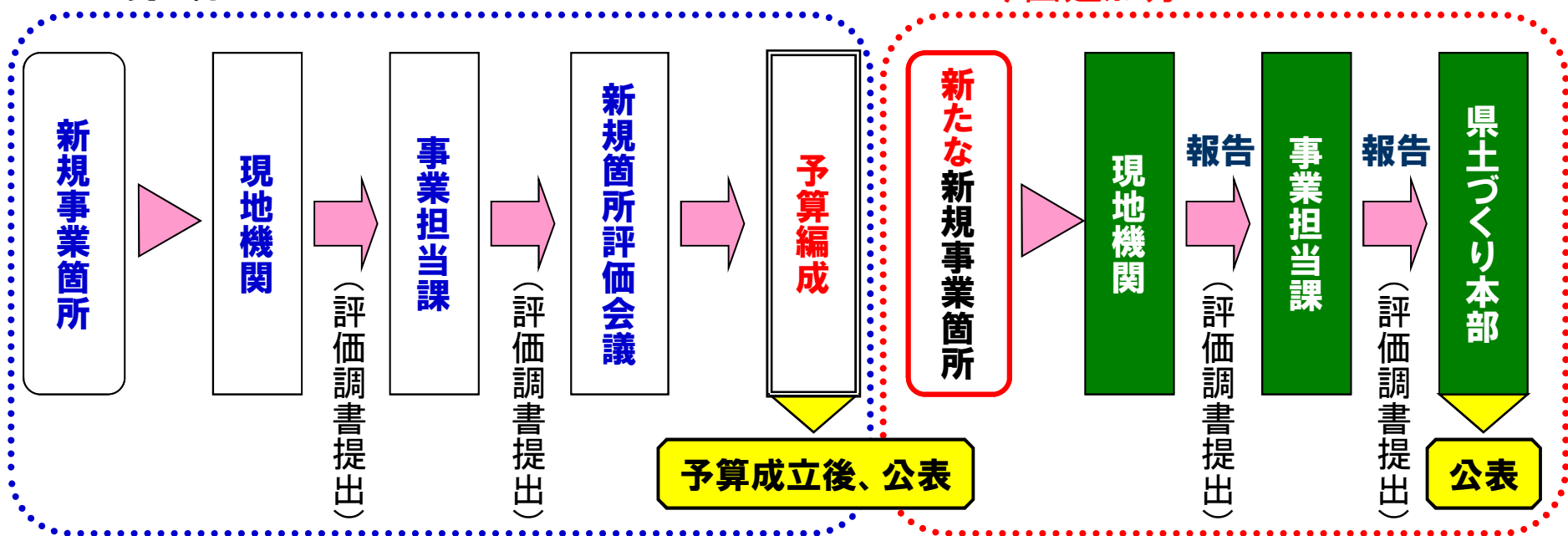


③新たに新規事業箇所に着手する必要が生じた際の考え方について

[変更前]

予算要求前までの新規事業箇所評価の実施
予算成立後、公表

■ 現行



[変更後]

予算要求前までの新規事業箇所評価の実施。但し、予算要求後、**緊急に**新規事業箇所に着手する必要が生じた場合、その都度、評価を実施

新たな新規事業箇所：維持系の事業で緊急に実施する必要が生じた箇所。

(例：道路防災対策事業、道路橋りょう保全事業 等)